

警察職員の特殊勤務手当に関する規則

〔 昭和35年10月4日
公安委員会規則第9号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第50号。以下「条例」という。)第2条、第3条及び第5条の規定に基づき、手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額その他条例の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(手当の支給を受ける職員及び手当の額)

第2条 条例第2条第1項の規定により公安委員会規則で指定する者及び公安委員会規則で定める手当の額は、次の表に掲げる職員及び手当の額とする。

作業等の区分	職 員	手 当 の 額
条例第2条第1項第1号の作業	犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第22条に規定する捜査本部(以下「捜査本部」という。)において当該作業に専従する職員として登録した職員で当該作業(警察庁舎内における作業については、被疑者等の取調べに限る。)に従事するもの	捜査本部が設置された日から起算して30日を経過する日までの期間(捜査本部が30日未滿で解散された場合は解散の日までの期間) 日額 840円 その他の期間 日額 560円
	当該作業に専従する職員として登録した職員(捜査本部において当該作業に専従する職員として登録した職員を除く。)で当該作業(警察庁舎内における作業については、被疑者等の取調べに限る。)に従事するもの	日額 560円
	現に被疑者が銃砲等又は爆発物を使用している事件現場において犯罪の捜査又は被疑者の逮捕の作業に従事する職員	固定配置以外の場合 日額 1,640円 固定配置の場合 日額 1,100円
条例第2条第1項第1号の2の作業	現に銃砲等又は爆発物を所持する被疑者の逮捕の作業	固定配置以外の場合 日額 1,100円

	に従事する職員（現に被疑者が銃砲等又は爆発物を使用している事件現場において犯罪の捜査又は被疑者の逮捕の作業に従事する職員を除く。）	固定配置の場合 日額 820円
	銃砲等又は爆発物が使用された暴力団抗争事件において固定配置により犯罪の予防の作業に従事する職員	日額 820円
	暴力団等から危害を受けるおそれのある者として本部長等が指定したものの保護のため、その直近若しくは周辺において又は固定配置により犯罪の予防の作業に従事する職員	日額 820円
条例第2条第1項第1号の3の作業	当該作業に従事する職員として本部長が指定するもの	日額 1,100円
条例第2条第1項第1号の4の業務	当該業務に従事する職員として本部長が指定するもの	日額 1,100円 (特に困難で心身に著しい負担を与えることとなる日没時から日出時までの間に行う当該業務にあつては、当該額に550円を加算した額)
条例第2条第1項第2号の作業	当該作業に専従する職員として登録した職員	現場鑑識 日額 560円 その他の鑑識 日額 280円
条例第2条第1項第3号の作業	当該作業に専従する職員として登録した職員で事件・事故等に伴う緊急自動車の運転に従事するもの	自動二輪車の運転 日額 560円 無線自動車の運転 日額 420円
条例第2条第1項第4号の作業	当該作業に専従する職員として登録した職員	日額 300円
条例第2条第1項第5号の作業	緊急配備のための作業、事件・事故等の現場における	日額 250円

	作業及び水難救助の訓練のための作業に従事する職員	
条例第2条第1項第6号の作業	<p>当該作業に専従する職員として登録した職員で次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人の死傷（軽傷を除く。）を伴う交通事故事件の捜査に従事する職員 2 暴走族の取締りに従事する職員 3 悪質又は危険な交通法令違反の捜査に従事する職員 	<p>高速道路等</p> <p>夜間（午後6時から翌日の午前6時までをいう。以下この項において同じ。）における交通捜査 日額 1,260円</p> <p>昼間における交通捜査 日額 840円</p> <p>交通整理 日額 460円</p> <p>その他の道路</p> <p>夜間における交通捜査 日額 840円</p> <p>昼間における交通捜査 日額 560円</p> <p>交通整理 日額 310円</p>
条例第2条第1項第8号の作業	当該作業に専従する職員として登録した職員で事件・事故等の現場における作業に従事するもの	日額 340円
条例第2条第1項第11号の作業	当該作業に従事する職員	日額 250円
条例第2条第1項第12号の作業	火薬類又は高圧ガスの取締りのため立入検査を行う職員で本部長が指定するもの	日額 280円
条例第2条第1項第13号の作業	<p>次に掲げる職員で本部長が指定するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 機動隊員のうち、当該作業に従事する職員 2 当該作業に必要な技術を有する職員 	日額 450円
条例第2条第1項第14号の作業	<p>次に掲げる職員で本部長が指定するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該作業に従事する職員 2 当該作業に必要な技術を有する職員 	<p>災害現場における救助 日額 840円</p> <p>（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定さ</p>

		<p>れ、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされたときまでの間における当該区域と同一地域を含む。）で、災害現場における救助作業に従事した場合は、1日につき840円を加算した額</p> <p>災害現場における救助作業に2日以上従事し、かつ、いずれかの日において著しく危険であると本部長が認める人命救助作業に従事した場合は、1日につき840円を加算した額)</p> <p>その他 日額 450円</p>
<p>条例第2条第1項第15号の作業</p>	<p>検視及び解剖立会に専従する職員として登録した職員</p>	<p>日額 3,200円</p>
	<p>当該作業に従事する職員（検視及び解剖立会に専従する職員として登録した職員を除く。）</p>	<p>解剖補助及び損傷著しい死体取扱い</p> <p>日額 3,200円</p> <p>その他 日額 1,600円</p>
<p>条例第2条第1項第16号の2の業務</p>	<p>当該業務に従事する職員で本部長が指定するもの</p>	<p>日額 4,000円</p> <p>（心身に著しい負担を与えると本部長が認める業務にあつては、国等の支給状況を勘案して、当該額に2,000円（現地の治安の状況等により、心身に著しい緊張を与えると本部長が認める業務にあつては、4,000円）を超えない範囲内において本部長が定める額を加算した額）</p>
<p>条例第2条第1項第16号の3の作業</p>	<p>側近警衛又は身辺警護の作業に専従する職員として登録した職員</p>	<p>天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃、若しくは悠仁親王の警衛及び警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条に規定する警護対象者の警護</p>

		日額 1,150円 その他の警衛 日額 640円
	核原料物質等（核物質の防護に関する条約附属書Ⅰの2の(b)に規定する第1群の核物質をいう。）を輸送する車両に追従し、又は先導して行う輸送警備作業に従事する職員	日額 640円
条例第2条第1項第17号の業務	正規の勤務時間による勤務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる業務に従事する職員で本部長が指定するもの	正規の勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 1回 1,100円 正規の勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 2時間以上 1回 730円 2時間未満 1回 410円
条例第2条第1項第18号の作業	爆発物又はその疑いのある物の処理作業に従事する職員として登録した職員	1件 5,200円
	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）又はその疑いのある物質（以下「特殊危険物質等」という。）に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動又は容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等に係る作業に従事する職員	特殊危険物質等が発散し、又は漏えいしている現場において行う作業 1件 4,600円 特殊危険物質等が発散し、又は漏えいするおそれがある現場において行う作業 1件 2,600円
	特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業（特殊危険物質に	

	対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動又は容器等に封入されている特殊危険物質に対して行う鑑識、収容、移動等に係る作業を除く。)に従事する職員	1 件 250円
条例第 2 条第 1 項第22号の業務	当該業務に従事する職員として登録した職員	<p>事業用操縦士（航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第24条に規定する事業用操縦士をいう。）</p> <p>月額 92,200円 （搭乗した場合においては、搭乗時間 1 時間につき3,400円を92,200円に加算した額）</p> <p>自家用操縦士（法第24条に規定する自家用操縦士をいう。）</p> <p>月額 67,600円 （搭乗した場合においては、搭乗時間 1 時間につき3,400円を67,600円に加算した額）</p> <p>航空整備士（法第24条に規定する航空整備士をいう。）</p> <p>月額 27,100円 （搭乗した場合においては、搭乗時間 1 時間につき2,200円を27,100円に加算した額）</p>
条例第 2 条第 1 項第23号の作業	当該作業に従事する職員	<p>航空機に搭乗して行う作業</p> <p>搭乗時間 1 時間につき1,900円 （飛行中の航空機から降下して行う作業に従事した場合においては、当該作業に従事した日 1 日につき870円を加算した額）</p>
条例第 2 条第 1 項第25号の作業	突発的に発生した事件・事故に伴い、正規の勤務時間（休日等で職務に専念する義務を免除される時間を除く。）以外の時間に緊急の呼	1 回 1,240円

	び出しを受け、夜間（午後 9時から翌日の午前5時ま でをいう。）において条例第 2条第1項第1号から第2 号まで、第6号及び第18号 の作業に従事する職員のうち、本部長が指定するもの	
--	--	--

2 前項の規定により指定した職員が、1日の間に、条例第2条第1項第14号に掲げる作業（災害現場における救助作業に限る。）に従事し、かつ、同項第17号若しくは第18号に掲げる業務等に従事した場合又は同項第14号に掲げる作業（災害現場における救助作業を除く。）に従事し、かつ、同項第1号から第6号まで、第8号、第11号から第13号まで若しくは第16号の3に掲げる作業に従事した場合に、その者に対しその日について支給される手当の額は、これらの作業等のうち最高の額が支給される作業等の手当の額とする。

3 条例第2条第1項第22号に掲げる手当のうち加算部分及び第23号に掲げる手当の額の算定は、その月における当該手当に係る業務等に従事した合計時間数によるものとし、当該合計時間数に1時間に満たない端数を生じたときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

（短時間勤務職員の手当額の端数計算）

第2条の2 条例第2条の2の規定による手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（手当からの減額）

第3条 条例第3条の規定により公安委員会規則で定める額は、条例第2条第1項第1号、第1号の2、第2号、第3号（無線自動車の運転作業を除く。）、第4号、第5号、第11号及び第16号の3に掲げる作業にあつては当該作業に係る手当の額の100分の40とし、同項第22号（加算の対象となる作業を除く。）に掲げる業務にあつては、職員の特務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第43号）第33条に規定する手当の例による。

（補則）

第4条 職員の登録及び指定、手当の支給手続その他この規則の実施に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行し、昭和35年6月9日から適用する。ただし、第3条第2項の規定は、同年7月1日から適用する。

2 警察職員の特務手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第7号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行前に、この規則の規定に相当する旧規則の規定に基づいてなされた決定およびその手続は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

（東日本大震災に対処するための手当の特例）

4 条例附則第5項及び第6項の規定により読み替えて適用される条例第2条第1項の規定により

公安委員会規則で指定する者及び公安委員会規則で定める手当の額は、次の表に掲げる職員及び手当の額とする。

作業の区分	職 員	手 当 の 額
条例附則第5項の規定により読み替えて適用される条例第2条第1項第14号の作業	東日本大震災の災害現場において当該作業に従事する職員	日額1,680円 (災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域(当該区域が設定された場合において、その設定がなされたときまでの間における当該区域と同一区域を含む。)で、当該作業に従事した場合は、1日につき840円を加算した額 当該作業に従事したいずれかの日において著しく危険であると本部長が認める人命救助作業に従事した場合は、1日につき840円を加算した額)
条例附則第6項の規定により読み替えて適用される条例第2条第1項第15号の作業	検視及び解剖立会に専従する職員として登録した職員で東日本大震災に対処するために検視、解剖立会及び死体の収容等の作業に従事するもの	日額3,200円 (1日に10体以上の死体を取り扱った場合は、3,200円を加算した額)
	東日本大震災に対処するために検視、解剖補助及び死体の収容等の作業に従事する職員(検視及び解剖立会に専従する職員として登録した職員を除く。)	解剖補助及び損傷著しい死体取扱い 日額3,200円 (1日に10体以上の死体を取り扱った場合は、3,200円を加算した額) その他 日額1,600円 (1日に10体以上の死体を取り扱った場合は、1,600円を加算した額)
	東日本大震災に対処するために死体を収容してい	損傷著しい死体取扱い 日額2,000円

	る施設において死体又は死体が納められているものを取り扱う作業（検視、解剖立会及び解剖補助を除く。）に従事する職員	その他 日額1,000円
--	--	-----------------

- 5 前項の規定により職員を指定した場合における第2条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項及び附則第4項」と、「第2条第1項第14号」とあるのは「第2条第1項第14号（条例附則第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。
- 6 条例附則第7項の規定により公安委員会規則で定める作業及び手当の額は、次の表に掲げる作業及び手当の額とする。

作 業	手 当 の 額
東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業（以下「原発敷地内作業」という。）	本部長が定める施設外において行う作業 日額13,300円 （原子炉建屋（本部長が定めるものに限る。）内において行う作業にあつては、40,000円） 本部長が定める施設内において行う作業 日額3,300円
原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（以下「警戒区域内作業」という。）	屋外において行う作業 日額6,600円 屋内において行う作業 日額1,330円
本部長指示により帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（以下「帰還困難区域内作業」という。）	屋外において行う作業 日額6,600円 屋内において行う作業 日額1,330円
本部長指示により居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（以下「居住制限区域内作業」という。）	屋外において行う作業 日額3,300円 屋内において行う作業 日額660円
本部長指示により居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（原発敷地内作業、警戒区域内作業、帰還困難区域内作業及び居住制限区域内作業	屋外において行う作業 日額5,000円 屋内において行う作業 日額1,000円

並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行う作業を除く。)

- 7 警察職員が1日の間に、前項の表の左欄に掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合に、その者に対しその日について支給される手当の額は、これらの作業のうち最高の額が支給される作業の手当の額とする。
- 8 前2項の規定にかかわらず、職員が附則第6項の表の左欄に掲げる作業（原発敷地内作業を除く。）のうち屋外で行うものに従事した場合において、その1日の従事時間（2以上の作業に従事した場合にあっては、その全ての作業に従事した時間の合計時間）が4時間に満たないときにその者に支給される手当の額は、当該作業に係る手当の額に100分の60を乗じて得た額とする。
（新型コロナウイルス感染症にかかっている者に対して行う作業に従事した職員に支給する手当の特例）
- 9 条例附則第12項の規定により読み替えて適用される条例第2条第1項の規定により公安委員会規則で指定する者は、次の表に掲げる職員とする。

作業の区分	職員
条例附則第12項の規定により読み替えて適用される条例第2条第1項第1号の作業	当該作業に専従する職員として登録した職員で新型コロナウイルス感染症にかかっている者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者（以下「感染者等」という。）に対して行う当該作業（警察庁舎内における作業については、被疑者等の取調べに限る。）に従事するもの
条例附則第12項の規定により読み替えて適用される条例第2条第1項第1号の2の作業	感染者等に対して行う当該作業に従事する職員
条例附則第12項の規定により読み替えて適用される条例第2条第1項第11号の作業	感染者等に対して行う当該作業に従事する職員
条例附則第12項の規定により読み替えて適用される条例第2条第1項第15号の作業	感染者等に対して行う当該作業に従事する職員

附 則 （昭和36年3月31日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則 （昭和37年4月15日公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則 （昭和37年10月6日公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。

附 則 （昭和38年4月1日公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和38年10月10日公安委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則 （昭和41年3月31日公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 （昭和42年3月17日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 （昭和42年10月17日公安委員会規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年6月1日から適用する。

附 則 （昭和43年3月18日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 （昭和44年3月31日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 （昭和45年3月17日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 （昭和46年3月20日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条の表中条例第2条第1項第17号の業務の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。

附 則 （昭和47年3月30日公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 （昭和48年3月20日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条の表中条例第2条第1項第17号の業務の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行し、昭和47年9月1日から適用する。

附 則 （昭和49年3月19日公安委員会規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第2条の表中条例第2条第1項第17号の業務に係る部分の改正規定は、公布の日から施行し、昭和49年1月1日から適用する。

（手当の内払）

2 改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和49年1月1日から同年2月28日までの期間に係る手当は、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定による手当の内払とみなす。

附 則 （昭和49年4月1日公安委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和50年3月18日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 （昭和51年3月31日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年8月13日公安委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年8月1日から適用する。

附 則 (昭和52年3月26日公安委員会規則第4号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月28日公安委員会規則第6号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月30日公安委員会規則第3号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日公安委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月27日公安委員会規則第5号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月27日公安委員会規則第3号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年4月1日公安委員会規則第3号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月27日公安委員会規則第7号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年12月21日公安委員会規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の特殊勤務手当について適用し、同日前の特殊勤務手当については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年3月27日公安委員会規則第4号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月14日公安委員会規則第2号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月26日公安委員会規則第3号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月28日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月28日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月15日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月27日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月29日公安委員会規則第1号の2)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月29日公安委員会規則第1号)
この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月11日公安委員会規則第1号)
(施行期日等)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表条例第2条第1項第22号の業務の項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第1項の表条例第2条第1項第22号の業務の項の規定は、平成7年4月1日から適用する。
(手当の内払)

3 改正後の規則の規定を運用する場合においては、改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいて支給された手当は、改正後の規則の規定による手当の内払とみなす。

附 則 (平成9年3月27日公安委員会規則第2号)
この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月27日公安委員会規則第2号)
この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月30日公安委員会規則第1号)
この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日公安委員会規則第6号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日公安委員会規則第7号)
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日公安委員会規則第13号)
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日公安委員会規則第5号)
(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に着手する作業等から適用し、同日前に着手した作業等については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月28日公安委員会規則第5号)
(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に着手する作業等から適用し、同日前に着手した作業等については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月23日公安委員会規則第3号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月28日公安委員会規則第1号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年10月7日公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則 （平成24年3月30日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年6月14日公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成24年9月19日公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成27年3月3日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和元年5月24日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則 （令和2年5月15日公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和2年2月1日から適用する。

附 則 （令和5年3月28日公安委員会規則第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年6月23日公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和5年6月20日から適用する。